ゆに 議会だより

令和七年二月一日発行
第百七十六号

【第4回定例会】 町政を問う 一般質問

●浮田孝雄　年収の壁引き上げの影響について
　　教育体制について
　　義務教育について　ほか６件

町民の安全を守る

令和６年
第４回定例会

令和６年第４回定例会は 12 月 17 日に招集され、開会しました。

諸般の報告（会務報告、例月出納検査報告、道外行政視察報告、総務産業常任委員会報告）の後、行政報告、教育行政報告が行われ、一般質問は１名の議員が計９件の質問を行いました。

付議事件は、専決処分した事件の承認１件、条例の制定１件、条例の一部改正３件、令和６年度各会計補正予算８件、組合規約の変更１件、人事案１件、会議案１件、意見書案２件を慎重に審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

	付議事件	主な内容
専決処分した事件の承認	令和６年度由仁町一般会計補正予算について	第 50 回衆議院議員総選挙等に係る費用等を追加
条例の制定	由仁町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について	定住自立圏形成協定の締結等に関する事項について、議会の議決すべき事件とするため条例を制定
条例の一部改正	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正
	由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	条例の基準である内閣府令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正
	由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	介護保険法施行規則及び条例の基準である厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正
一部事務組合の規約変更	南空知消防組合規約の変更について	北海道との協議において附則の一部を改める必要が生じたことに伴い、組合規約を変更
人事案	農業委員会委員の任命について	山田正人氏（山桝）を任命（新任）することに同意

	付議事件	主な内容
会議案	由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正
意見書	将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について	左記の意見書を採択し、衆参両議院及び関係省庁等に提出
	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について	

令和６年度補正予算を可決

令和６年度各会計補正予算は、原案のとおり可決しました。

（単位：千円）

会計名		補正前の額	補正額	補正後の額
		主な内容		
一般会計		5，490，423	99，597	5，590，020
		ふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額 畑地化促進事業補助金の追加		
特別会計	国民健康保険会計	887，238	28	887，266
		財政調整基金利子積立金の増額		
	介護保険会計	847，437	488	847，925
		総務費の減額及び保険給付費の増額		
	後期高齢者医療会計	116，155	1，094	117，249
		後期高齢者医療広域連合事務費の減額及び保険料等負担金の増額		
	診療所会計	597，571	△32，541	565，030
		職員の異動に伴う人件費の減額		
	介護老人保健施設会計	128，293	△2，638	125，655
		職員の異動に伴う人件費の減額		

次ページへ続く

令和６年度各会計補正予算は、原案のとおり可決しました。

（単位：千円）

会計名			補正前の額	補正額	補正後の額
			主な内容		
企業会計	水道会計（収益的支出）		５０６，８１７	△１５３	５０６，６６４
			職員の異動に伴う人件費の減額		
	農業集落排水会計	収益的支出	３２３，９９３	△１１１	３２３，８８２
		資本的支出	１４２，９７１	△４９	１４２，９２２
		合計	４６６，９６４	△１６０	４６６，８０４
			職員の異動に伴う人件費の減額		

第３回臨時会

令和６年12月26日開会

補正予算は、原案のとおり可決しました。

（単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
	主な内容		
一般会計	５，５９０，０２０	３２，９８５	５，６２３，００５
	生活者支援商品券交付事業交付金等の追加		

議会を傍聴しませんか？

定例会は年４回、臨時会は必要に応じて開かれます。事前の申し込みは不要です。
直接、議場にお越しください。

次回の定例会は３月に開かれる予定です

詳しい日程は、ホームページでお知らせします。

一般質問

町政を問う

浮田議員

年収の壁引き上げの影響について

Q財政への影響は

A大きな影響を及ぼすと認識

浮田議員

今話題となっている年収の壁引き上げの影響についてですが、当町では財政の影響について試算されたのか伺います。

税収の減収はサービスに重大な支障があります。北海道町村会ではどのような対応をしているのか伺います。

また試算として103万円以上いくらまでの試算をしているのか伺います。

町長

現在国で議論されている年収の壁引き上げによる当町の財政への影響についてですが、当町の財政に対しては大きな影響を及ぼすものと認識しています。

また、北海道町村会の対応についてですが、現在国、政権与党で議論されていることから、静観をするというスタンスです。

住民課長

試算結果について住民税において基礎控除額が75万円引き上げられた場合、いわゆる壁の額が178万円に引き上げられた場合になりますが、本年度の町民税当初賦課ベースで最大約7、558万円の減収となる試算結果となったところです。この額については、令和5年度の個人町民税現年課税分の決算額2億2万円と比較しますと37・8%を占める額となります。

また、引き上げの幅について壁となる額を116万円から150万円までの間で試算した結果、減収となる額はそれぞれ約1、533万円から5、102万円と見込まれます。

浮田議員（再質問）

北海道町村会が強気でいないと国を動かすことはできません。

町民また道民の自治を守るため活を入れてほしい。

町長

しっかりと要望していきたい。

教育体制について

Q教育体制としてどうあるべきか

A義務教育学校も視野に入れ、事例を調査したい

浮田議員

学問も教育も人間・社会形成の上で大切です。義務教育の概念、理念をどうお持ちか伺います。

昭和22年、学制改革により6・3制の体制となり、その後小中一貫、義務教育学校制と、文科省としても暗中模索の現状です。教育体制としてどうあるべきと考えているのか伺います。

町長

義務教育の概念、理念について戦前、戦時中の個人の進路を固定化する考えを排し、人格の完成に必要な教育の機会を高等教育段階に至るまであらゆる個人に平等に保障することを目的としています。

教育長

当町では小学校1校、中学校1校で、ほとんどの子どもたちが由仁小学校から由仁中学校に進学します。このような環境を最大限生かし、小学校から中学校までの9年間を縦でつないだ理想的な一貫教育課程を編成することができると考えています。

教育委員会としましては、現在の当町の学校施設を前提としながら、施設分離型の義務教育学校が理想的な形で設置できるかどうか先進事例の調査を行いたいと考えています。

浮田議員（再質問）

義務教育学校のほうに移るメリットの方が大きければ、義務教育学校のほうにシフトしていくという考え方をしないと子どもが取り残されるのではないでしょうか。その辺りを早急に調べるなりしてください。

※小中一貫校とは
小学校と中学校が一体化した学校(それぞれに校長・教職員がいる)
※義務教育学校とは
小学校と中学校を通して1人の校長、1つの組織になっている学校

義務教育について

Q義務教育だけで社会に適応できるか

A基本的な資質を養うことができる

浮田議員

義務教育の義務とは何を指しているのか。また、義務教育を修了するだけで社会に対する適応力が確立すると考えているのか伺います。

町長

憲法第26条は教育を受ける権利と受けさせる義務を定めています。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地にかかわらず、ひとしく教育を受ける機会を持っていると定めています。それを担保するのが義務教育制度です。義務教育として行われる普通教育は個人の能力を伸ばし、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことと規定されています。

教育長

児童生徒の将来の夢の選択肢を広げ環境を整備すること、予測不可能な社会で生きていくための力、グローバル社会で活躍できる力を身につけていくことが由仁町教育行政の役割です。子どもたちが夢を実現できるよう支援していきたいと考えています。

浮田議員（再質問）

社会は労働力として中学卒業生を求めていません。義務教育の義務の担保は文科省が取るのか、由仁町の教育委員会の指導体制に行き着くのか伺います。

教育長

学習指導要領は教育課程編成の国家的基準で最低限の基準です。それ以上の取組は各自治体で色々ありますが、実際に教育課程を編成するのは学校・先生なので、教育委員会としては先生方の研修にも力を入れていきたいと考えています。

浮田議員（再質問）

由仁町独自で子どもたちにこんな教育をしてあげたいというものは。

町長

義務教育に限らず、教育というものは、これは社会、経済、世の中の流れによって、あるいは時代の要請というのがあって、常に変化していくものだと私は考えています。

そして時代の変化に対応できるよう一番いい環境を提供するのが町長としての私の務めだと思っています。

国歌・国旗の教え方について

Q児童生徒にどう教えているか

A学習指導要領に基づいて指導

浮田議員

国歌、国旗は平成11年、国の法律で認められています。小中の児童生徒に対しどのように教えているのか伺います。

教育長

学習指導要領によって、小学校では社会や音楽の時間に国旗、国歌が日本を象徴するものであると教えています。中学校では社会、特に公民分野で日本の伝統や文化を学ぶ中で国旗、国歌について指導を行っており、国旗や国歌を通じて国を愛する気持ちや公共の精神を育むことを目標に指導をしています。

浮田議員（再質問）

小中学生への国旗、国歌について、教える先生がどのような教え方をしているか、子どもの理解力がどこまであるのか、国旗、国歌ができた経緯を音楽や社会の授業で子どもたちが理解できているのか伺います。

教育長

小学校では音楽の教科書の歌詞の意味を教えています。中学校の社会では、国旗がどのように使われていたか、どのように日本の国旗となったか、指導しています。

浮田議員（再質問）

国旗、国歌について義務教育の中でもっと丁寧に教えてほしいと思います。

教育長

指導の仕方に介入するのは教育行政としてよくないことだと思います。

君が代の歌詞の意味は、先生方の力の範囲内で行っています。そのための研修はやっていきますが、内容まで介入することは難しいと思います。

部活動・クラブ活動について

Q部活動の体制が問題となっているが
A学校や地域の連携が必要

浮田議員

中学校の部活動への体制が問題となっていますが、同じ義務教育の中で小学校のクラブ活動は教育課程、中学校の部活動は教育課程外と指導要領が違うのは何故なのか伺います。

教育長

小学校の学習指導要領に特別活動の中で児童会、学校行事、クラブ活動が教育課程とされています。中学校の部活動は生徒の自主、自発的参加で自らの選択で行う活動ですが、教育課程外活動なのに学習指導要領では学校教育の一環としており、部活動の顧問は教員が担っていることが課題となっています。教育委員会では、学校、地域、保護者、行政が連携した取組が必要と考えています。

浮田議員（再質問）

特に部活動の方で、政府でも教員の働き方改革を進めています。ところで教員の扱い方は正規雇用と非正規雇用で現在の小中学校の体制ができています。この雇用の目的は何か、義務教育の中で、なぜ非正規の先生が存在するのか説明できますか。

教育長

小中学校で非正規雇用の教員は6名おり、うち4名が定年後延長の再任用の教員で、あと2名は任期制、期限付の教員で、正規の教員採用試験に合格していないが、実力があり任用しています。各教科の教員免許を持った方が教えています。

児童・生徒の各学期終了後の成績評価について

Q評価方法と改善点は
A課題やポイントを明確にし、授業等の改善に努めている

浮田議員

児童生徒の各学期末の成績をどのように評価をしていますか。

また、今後改善しなければならない点があるのか伺います。

教育長

小中学校ともに2学期制であり、成績評価の目的は、学習状況、成長記録、指導改善、保護者や本人への情報提供です。成績評価は、各テストの結果、授業中の発言や取り組む態度、各課題の提出や達成度など学習指導要領に基づき行っています。

評価結果は各教員が共有し、校内全体で児童生徒の課題や伸ばすべきポイントを明確化し、授業の改善や指導計画の見直しに努めています。

浮田議員（再質問）

小中学生の段階成績評価の仕方を詳しく教えていただきたい。それと成績評価で生徒間の格差を由仁町としてはどのように捉えているのか伺います。

教育長

生徒たちの5、4、3、2、1を比例配分してはいません。生徒の実力に従った評価の仕方をしています。評価というのは、生徒の達成度をはかる指標で、成績の状況、生活態度等々を全部含めて総合的に評価をするものです。したがって、全員同じ評価を無理やりすることはありません。

浮田議員（再質問）

とにかく由仁町の児童生徒に対して、持てる力をいっぱい出して教育に努めていただきたい。

スマートフォン・タブレット端末の実態について

Q命の安全教育はどうなっている

A安心して学校生活が送れるよう指導

浮田議員

各地の小中学校で生徒のスマートフォンまたはタブレット端末の使い方が大きな問題となっています。撮られた写真をＳＮＳやＰＣに上げられたりで家族含めての被害がどんどん増えています。また、生徒においては事件となり、書類送検される事案が多発しています。当町で小中学校での生徒のスマートフォンの持込み、命の安全教育の取組はどうなっているのか伺います。

教育長

持込みについて、小学校では禁止しています。中学校では保護者の要望から持参を認めています。持参する場合は担任に登校時に預けて下校時に受け取るということにしています。タブレット端末については、教育委員会で貸与している物品以外の持込みはスマートフォン同様の取扱いとなっています。子どもたちがネットトラブルに巻き込まれ、被害を受け、あるいは犯罪に加担することがないように命の大切さを理解し、自分自身や他者の命を守る意識を育み、学校や家庭、地域社会が協力して安心した学校生活を送ることができるよう今後も指導に努めます。

浮田議員（再質問）

色々指導し、結果が悪いほうに出たときはどう判断しますか。

教育長

万が一、悪い結果が出た場合は、警察含め関係機関と共有しながら対策を取っていきます。

浮田議員（再質問）

児童生徒のスマートフォン、タブレット端末による事件について学校で命の安全教育、道徳、総合学習の一環でやっていても、実際事件が起きます。そこをもう一度しんしゃくして、十分過ぎるぐらい、人に迷惑はかけない、お互い尊重するという教え方をお願いします。

救急搬送体制について

Q選定療養費のありよう

A北海道全体としてどう維持するのか動向を注視

浮田議員

救急車の安易な利用を減らすため、一般病床２００以上の病院へ紹介状なしで搬送され、医師が緊急性がないと判断した場合、患者には選定療養費が発生します。このような取扱いをする自治体が増えています。当町での救急搬送体制、搬送先病院の決め方、選定療養のありよう、どのようになっているのか、またどのようにお考えなのか伺います。

町長

選定療養費を徴収する取組は現在、北海道では行っていませんが、逼迫する救急医療体制を北海道全体としてどう維持するか今後の動向を注視します。当町では町立診療所が救急告示診療所の認定を受け、診療可能な範囲で急病患者の受入れを行っています。町立診療所と南空知消防組合由仁支署の救急隊では平成31年度より救急搬送、救急医療対応についての打合せに努めています。救急要請があったとき、搬送先医療機関の選定は救急隊が行い、医療機関に受入れを要請しますが、一刻も早く専門医療機関に搬送が必要な場合を除き、要請があったものは診療所でまずは受入れを行うよう努めています。一方で、緊急性が低い場合でも救急車を呼ぶ理由の一つに病院へ行く方法がないといった話を耳にすることがあります。当町では、このような利用に対応するため診療所駆けつけサービスを新たにスタートしたところです。由仁町独自の先進的なサービスの展開により救急医療現場を守り、また住民が安心して暮らせるよう今後とも努めていきます。

浮田議員（再質問）

町民の安心、安全、命を守るため、あらゆる手段を救急体制の中にとってください。

町長

私はドクターの前に患者を送り届け、診察までが搬送体制だと考えています。受入れ先の診療所は町民が廊下で待っています。誰々が担架で運ばれたということが町中に広まることも起こり得ます。体制を強化することは救急車の問題もありますが、受入れ先の病院で他の患者の目に触れないようドクターまで届けることも私は必要だと思っています。その機能が今の診療所にはないため、早急に整備する。これが救急搬送体制の整備と思っています。

生活保護制度について

Q保有制限している用品・制限する理由

A原則全ての資産の売却等をしても最低限度の生活が維持できない場合に検討される

浮田議員

昭和21年に生活保護制度が施行され、以来裁判で問題になってきたのが最低限の生活保障とは一体何かです。生活必需品の保有制限により不幸な事例が起こり、その都度改善されています。相変わらず生活保護世帯の声が届かない状況です。生活必需品の保有制限は、生存権の主旨からいうと本末転倒の制限です。現在生活保護世帯に対し保有制限している用品は何か、それを制限する理由の説明、また、基準額の積算、非常時の臨時的、特例的な措置についても説明してください。

町長

生活保護世帯に対し保有制限している用品については、貯蓄型の保険、株券などの有価証券、処分価値が大きいまたは使用していない不動産、貴金属などの資産が該当します。生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じて国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その世帯の自立を促すことを目的としています。資産を持っている方は、原則全て売却し、預貯金や自身の能力を活用しても最低限度の生活が維持できない場合に生活保護の受給が検討され、国が資産とされる用品等の保有を制限しています。

生活保護の基準額は、要保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地等のほか、健康状態などの特別な事情を考慮して、最低限の生活を行うために必要な生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8つの扶助により生活保護費が積算されています。さらに、非常時の臨時的、特例的な措置としては被服費、入学準備金、家具什器費、住宅維持費、通院交通費が支給要件を満たすことで別途支給されます。

生活保護制度は、保健福祉課で申請を受け、福祉事務所である北海道空知総合振興局へ必要書類を提出しています。今後とも生活保護を必要としている方が適切に生活保護を開始できるよう北海道と連携しながら窓口業務を対応していきたいと考えています。

浮田議員（再質問）

最低限の生活保障、例えば一般労働者の年収、200万なら200万と一つのターゲットは必ずあるはずです。その辺りはどうなのでしょうか。

町長

生活保護制度をしっかり説明して町民自身が申請する、しないを決めることが福祉事務所がない当町の生活保護に係る事務の進め方です。法定受託事務は、私どもに一切権限がありません。

浮田議員（再質問）

受託事務だから、国の制度というのは町民は大体理解しています。生活保護者の困っている部分、町長の政治判断として助けることはできないのですか。

町長

助けることは可能だと思います。しかし、町民の理解を得ることと、予算が伴うものは議会の審議を経て必要かどうか判断いただかなければ私個人で進めるわけにいかないと考えています。

※家具什器費とは
最低生活に必要な生活用品
代

行政報告（町長）

デマンドタクシーの運行状況について

これまで、川端、東三川、岩内方面については、既に有限会社由仁ハイヤーによりデマンドタクシーを運行していますが、令和４年９月に中央バス岩見沢三川線が由仁駅までの運行に縮小されたことを受け、三川方面の足の確保について検討・協議を重ね、準備を進めてきた結果、デマンドタクシーを運行する体制が整い、本年 10 月、新たに町直営で運行エリアを拡大しました。

新たに運行エリアを拡大したデマンドタクシーの運行状況については、11 月末現在の利用登録者数は 51 人、10 月と 11 月の２か月間の利用者数は、延べ 78 人、実人数は 22 人で、計画運行日数に対する運行率は 48.6％、運行した日の１日あたりの平均利用者数は、4.6 人となっています。

これまで、利用対象地域での説明会や広報誌などによる周知のほか、受付専用電話を設置するなど、利用登録の促進や利便環境の整備に取り組んでいますが、引き続き、利用者の増加に向けた取組を進めます。

主な農作物の生育状況について

水稲については、農林水産省が 12 月 10 日に公表した作況指数は、全国で 101、北海道で 103、南空知では 103 の「やや良」、10 アール当たりの収量は、南空知で 578 キログラムとなっています。

品質については、屑米の発生がやや多かったものの、シラタと呼ばれる腹白・乳白粒（白色で不透明な粒）の発生が少ない状況でした。

タンパク値については平年より低めとなっていて、「ゆめぴりか」の基準品出荷率（タンパク値 7.4％以下の米の出荷率）は、道内全体の数値を上回る 82％となっています。

畑作物を含め、令和６年は高温が一部収量・品質に影響を与えたものの、総じて平年を上回る作況となりました。

主な工事の進捗状況について

ＬＥＤ化事業の「社会教育施設の照明器具ＬＥＤ化工事」については、「勤労福祉センター」は９月 30 日、「ゆめっく館」は 10 月 31 日に完成しました。

「健康元気づくり館・自由通路照明器具ＬＥＤ化工事」は、すでに工事が完了していて、現在、工事書類等の整理を行っており、12 月 20 日に完成の予定となっています。

土木事業の「三川本通り線道路改築工事」は 10 月 30 日に完成しました。

農業集落排水事業の「ヤリキレナイ川改修支障下水道施設布設替工事」は 10 月１日に着工し、現在、汚水ポンプ及び動力制御盤の製作を開始していて、進捗率は 25％、来年３月 14 日に完成の予定となっています。

教育行政報告（教育長）

「ゆに教育の日」の取組について

平成 22 年度から 11 月 1 日を「ゆに教育の日」と定め、様々な取組を実施しています。

町内小中学校、認定こども園、保育園において、一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、延べ 198 名の方に子どもたちの授業や活動の様子を見ていただきました。

11 月 25 日には小中学校の児童生徒の代表 13 名を子ども教育委員に任命し、「夢づくり子ども教育委員会」を開催し、「部活動地域移行ってなんなんだろう？～私たちの放課後や休日が変わる！？～」をテーマにグループで話し合いました。

また、ゆめっく館では 11 月を「ゆに読書月間」と定め、古本市や秋の絵本展を開催しました。

小中一貫教育の取組について

令和２年度から義務教育９年間を通して学校、家庭、地域が一緒に子どもたちを育てていくことを目的に小中一貫教育を進めています。

令和６年度は中１ギャップの解消のため合同授業を増やすことが出来ました。小学校６年生が中学校に出向き、９月 10 日に音楽の授業を、11 月 18 日には体育の授業を中学生と一緒に実施しました。

また、中学校の教員が小学校に出向き６年生へ、国語、数学、理科の中学校１年生の導入授業を各教科３回実施予定であり、理科については 10 月 31 日に１回目の授業を行いました。

北海道医療大学との連携協定について

令和 10 年、北広島市に新たなキャンパスを設置予定の北海道医療大学と人的・知的資源の交流と物的資源を活用した相互の連携に向け、12 月 25 日に町と協定の締結式を行う予定で準備を進めています。

北海道医療大学は「知育」「徳育」「体育」の統合による全人教育の理念のもと昭和 49 年に開設され、医療や福祉に携わる多くの人材を輩出している大学です。

連携する主な内容は、北海道医療大学への町長推薦の実施や由仁町での医療や福祉分野でのフィールドワーク、ボランティアの受け入れ、地域産業の振興や人材育成に関することです。

協定締結後に大学と詳細を詰めながら、様々な分野でより一層、連携を深め協力関係を構築していきます。

議員の出席状況

令和６年１月１日～ 12 月 31 日

	本会議		総務産業常任委員会	議会運営委員会	特別委員会				その他（全員協議会など）	会議数計		出席率（%）
	定例会	臨時会			予算審査	決算審査	議会広報	議会改革		出席	欠席	
会議日数	7	3	8	8	2	2	8	3				
浮田孝雄	6	3	7	—	2	2	—	3	8	31	2	93.9
加藤重夫	7	3	8	8	2	2	—	3	17	50	1	98.0
東　貴之	7	3	8	8	2	2	8	3	8	49	0	100.0
大畠敏弘	7	3	7	8	2	—	8	3	8	46	1	97.9
野市裕司	7	3	8	—	2	2	8	3	8	41	0	100.0
佐藤英司	7	3	8	8	2	2	8	3	9	50	1	98.0
中村隆浩	7	3	8	—	2	2	8	3	8	41	0	100.0
早坂寿博	7	3	8	8	2	2	—	3	18	51	0	100.0
後藤篤人	6	3	—	—	—	—	—	—	18	27	1	96.4

※欠席数には公務によるものを含みます。
　また、一部事務組合の出欠は含まれていません。

一般質問の状況

令和６年１月１日～12月31日

	議員名	質問内容
第１回定例会	野市　裕司	温泉利用の促進について / 読書習慣の定着と図書館の役割について
	東　貴之	町立診療所の建替えについて
	中村　隆浩	由仁町の若者担い手との現状と今後の関わりについて
第２回定例会	佐藤　英司	若者世代の定住促進について
	加藤　重夫	スクールバスの人材確保と運行について
第３回定例会	加藤　重夫	子供の肥満と生活習慣について
	佐藤　英司	小中一貫教育のさらなる推進について
	野市　裕司	海外との交流について
	東　貴之	水道事業について
	中村　隆浩	農作物の鳥獣被害に関わる現状と今後の対策について
	浮田　孝雄	地方自治体の有りよう
第４回定例会	浮田　孝雄	年収の壁引き上げの影響について / 教育体制について
		義務教育について / 国歌・国旗の教え方について
		部活動・クラブ活動について / 児童・生徒の各学期終了後の成績評価について
		スマートフォン・タブレット端末の実態について
		救急搬送体制について / 生活保護制度について

総務産業常任委員会報告　報告者　委員長 佐藤 英司

町内所管事務調査

◆期日 10月2日（水）
◆調査内容
・地域公共交通の現状と課題について

地域公共交通事業に関わる法体系の説明のほか、推進中の事業の現状と課題について説明を受け、デマンドタクシー、バス双方共に利用者や町民の要望等を把握しながら運行日や時間、エリアの見直しなどを加えてきたことで利用者数が定着し増加傾向にあるなど、概ね順調に事業が進んでいることを確認しました。

地域公共交通に係る事業は今後ますます高齢化が進む中、町民にとって極めて重要な行政サービスであり、今後も町民のニーズを把握しながら質の向上が図られることを期待します。

道外行政視察（碧南市・関ヶ原町・東員町）報告者 副議長 早坂 寿博

◆期日
10月15日（火）～17日（木）
◆視察内容
①議会活性化について
（愛知県碧南市）

碧南市では平成26年に議会基本条例を制定し、タブレットの導入やペーパレス化のほか議会の活性化のため、様々な取組を行っています。

議会改革を進めるに当たって課題やスケジュールを明確にし、体系的に整理しながら進めている点や検証、見直しを継続的に取り組み、改善につなげている点などこれから議会改革を進める当町議会にとって参考とすべき点が多数あり大変有意義な研修となりました。

②地域公共交通の現状と課題について
（岐阜県関ケ原町）

関ケ原町は、高齢者を中心とした町内の足の確保対策として、平成26年度から町内循環バスの運行を、さらに令和4年度から高齢者や障害者、運転免許証を自主返納した者など日中に移動手段を持たない人の外出支援、よりきめ細やかな町民の足の確保を目指しデマンドタクシー事業を進めています。

関ヶ原町のデマンドタクシーは、利用者の都合に合わせて利用したいときに利用できるので利便性が高い反面、専用車両と人員を確保していないため、特に観光シーズンなど繁忙期には需要に応えられないことが課題となっています。

当町も高齢化が進行する中、住民の足の確保対策がますます重要となるため、引き続き他市町村の取組みを謙虚に学び、まちづくりに活かしていきたいと感じた所です。

③「健康サポートサービス事業」について
（三重県東員町）

東員町では人口動態を基に10年後に後期高齢者が多い状態になることを予測して、早期から住民主体の活動を中心とした介護予防・フレイル予防の取組を進めており、ボランティアとして「フレイルサポーター」を育成し、フレイルチェック事業をはじめ、PRや普及啓発事業をサポーター主体で進めている点が特徴的です。

また、「AIと電力データを用いたフレイル検知」の実証実験を行うなど、AI活用の先進的な取組を進めています。

今回のAI技術を活用した事例研修を終えて、様々な部門において先進的な技術が早く全国に展開され、より効率的に効果的な対策を進められる事に期待し、先駆けとして苦労しながら事業に取り組む東員町には敬意を表するものであります。

議会のうごき

10月

6日　由仁町ボランティア活動団体連絡会親睦交流室内競技大会　（げんき館　議員）
12日　神谷ひろし総決起集会　（岩見沢市　議長）
14日　いなつ久国政報告会　（げんき館　議長）
15日～17日　道外行政視察　（愛知県、岐阜県、三重県　議員）
19日　由仁小学校学習発表会　（由仁小学校　議員）
19日　栗山警察署音楽祭　（ふれーる　議長）
24日～25日　空知町村議会議長会第２回定期総会　（札幌市　議長）
29日　南空知消防組合議会第４回定例会　（栗山町　組合議員）
29日　老人クラブ連合会指導者研修会　（札幌市　議長）
30日　南空知公衆衛生組合施設視察　（千歳市　組合議員）

11月

6日　議会改革推進特別委員会　（委員会室　委員）
8日　由仁町町政功労者表彰式　（大会議室　議員）
8日　由仁町教育委員会表彰式　（大会議室　議員）
10日～12日　空知町村議会議長会道外行財政制度政務調査　（宮城県　議長）
13日　第68回町村議会議長全国大会　（東京都　議長）
18日　南空知ふるさと市町村圏組合議会第２回定例会　（岩見沢市　議長）
21日　第48回北海道都市問題会議　（北広島市　議長）
23日　由仁神社新嘗祭　（由仁神社　議長）
23日　北部方面隊音楽まつり　（札幌市　副議長）
26日　南空知公衆衛生組合議会第４回定例会　（長沼町　組合議員）
27日　議会改革推進特別委員会　（委員会室　委員）
27日　道央廃棄物処理組合議会第２回定例会　（栗山町　組合議員）
28日　空知教育センター組合議会第２回定例会　（滝川市　組合議員）
29日　南空知葬斎組合議会第２回定例会　（議場　組合議員）

12月

5日　陸上自衛隊第７師団戦車射撃競技会　（恵庭市　議長）
9日　総務産業常任委員会　（委員会室　委員）
13日　三役会議　（正副議長室　議会三役）
13日　議会運営委員会　（委員会室　委員）
13日　全員協議会　（委員会室　議員）
13日　議会改革推進特別委員会　（委員会室　委員）
17日　由仁町議会第４回定例会　（議場　議員）
17日　議会広報特別委員会　（委員会室　委員）
25日　北海道医療大学と由仁町との連携協定締結式　（大会議室　議長、副議長）
26日　由仁町議会第３回臨時会　（議場　議員）

1月

3日　二十歳のつどい　（ふれーる　議員）
6日　新年交礼会　（ふれーる　議員）
7日　由仁消防団出初式　（ふれーる　議員）

編集後記

令和7年の新春を皆様と共に迎えることができ、お喜び申し上げます。

昨年12月の第４回定例会は12月17日の１日で終了しました。

昨年は石川県能登半島で１月には大地震、９月には大水害と自然災害が発生し、恐ろしさを痛感しました。私達もいつ起きるかわからない災害に普段から準備を心がけたいものです。

１月３日には二十歳のつどい、44名が対象でした。

１月７日には由仁消防団出初式がとり行われました。

昨年は管内で焼死者が出てしまいましたので、今年は２分団共に無火災であってほしいものです。

これからも由仁町民が安心安全に暮らせるまちづくりを目指し、議会も全力を尽くします。

今後ともよろしくお願いします。

副委員長　大畠　敏弘

議会へ町民の皆様の声を届けてください

「住みよいまちづくりのため」に、ご意見、ご要望をお待ちしています。

連絡先
TEL　0123-83-2111　FAX　0123-83-3020
e-mail　gikaijimu@town.yuni.lg.jp
※匿名分は除かせていただきます